

小中学校適正規模等見直し事業における各地区委員会の総括と今後について

令和3年2月25日

平成23年12月 『あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書』

甚目寺南小学校・甚目寺小学校地区委員会

篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中中学校地区委員会

七宝北中学校地区委員会（七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度）

甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会

甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流）

○あま市小中学校適正規模等検討委員会

平成22年11月～平成23年11月 全6回 アンケート実施

『あま市小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書（H23.12）』（以下抜粋）

【3 適正配置及び規模の適正化に係る基本的な考え方】

学校の適正配置や規模の適正化について検討を行うあたり、学校規模から生じる利点と課題、学校規模の必要性、また、地域との関りなどを十分に配慮するとともに、施設の現状を踏まえ、アンケートの回答結果（資料6）を参考に子どもたちの目線に立って基本的な考え方について次のように検討を行った。

なお、アンケートは、本委員会を進めるにあたり、平成23年2月21日に全小学校の5年生と全中学校の2年生計1,727人の保護者を対象に実施し、意見として参考にした。

- 1 クラス替えができることにより、児童生徒間の多様な人間関係を構築し、色々な価値観や友好を深め、学習意欲の向上が期待できる学校規模であること。
- 2 集団において規律を学び、協調を発揮するとともに、個人の能力を伸ばすことができる学校規模であること。
- 3 児童生徒の関心に応じた課外授業の選択や運動会（体育祭）・文化祭で内容を多種多様に設定ができ、活気がでる学校規模であること。
- 4 中学校は教科担任制であるので、各教科に専門の教職員が配置され、さらに主要5教科については複数の教職員が配置される学校規模であること。
- 5 多くの教職員の配置の確保により、児童生徒の個々の状態がより把握できるとともに、授業の取組や教材等の研究などができる学校規模であること。

【4 適正配置及び規模の適正化に係る具体的な方策】

（2）適正配置及び規模の適正化を図る手法

適正配置及び規模の適正化を図る手法としては、学校の統廃合、通学区域の再編が考えられるので、その2点について検討を行う。

なお、今後さらに具体的な方策が必要な場合は、地域ごとに委員会等を設置し検討を行う。

（3）学校規模に応じた適正化の考え方

ア 大規模校

今後の児童生徒数の推移等の動向をみながら、必要に応じて通学区域の再編等について検討をする。また、通学区域の見直しが困難で過大規模の状態が続くと見込まれる場合は、学校の分離・新設を検討する。

イ 小規模校

今後の児童生徒数の推移等の動向をみながら、望ましい学校規模に向けて統廃合や通学区域の再編等の検討をする。

【提言書の要旨】

- ・統廃合を優先して検討をするのではなく、現状の配置の中で課題に向けてできる限り適正と思われる学校になるように、教育委員会は支援をすること。
- ・大規模校、小規模校の学校においても、特色のある学校運営に教育委員会は支援し、実践できる体制を整えること。
- ・具体的な方策が必要な場合は、学校と地域と協働して新しいコミュニティの形成に取り組むため、地域ごとに委員会等を設置し検討を行うこと。

○平成24年12月開催 教育委員会にて、「あま市小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書」に基づく基本的な方針を報告確認。

1. 甚目寺南小学校の大規模解消に向けた委員会

【地区委員会】

ア. 甚目寺南小学校・甚目寺小学校地区委員会

平成25年度	住民説明会、アンケート実施
第1回	平成25年 5月
第2回	平成25年 7月
第3回	平成25年11月
第4回	平成25年12月

イ. 甚目寺南小学校・甚目寺小学校地区委員会の意見等 (H25. 12. 18)

- ・甚目寺南小学校の一部の児童を甚目寺小学校へ転校させることについての検討は「中止」することが望ましいと考えます。
- ・甚目寺南小学校の敷地内に（又は近隣の土地を購入して）教室を整備（新築）する必要があると考えます。
- ・あま市全体で見た場合、人口の重心が甚目寺地区に偏っており、土地利用計画（状況）からみても、この人口分布が今後、急に変化するとは考えられません。そのため、教育委員会が進める学区の見直しにより、人口密度が高い甚目寺地区の児童を、七宝地区や美和地区の小学校へ変更（分散）させることには限界があると言えます。従って、今後の人口の推移を見極めながら、甚目寺南小学校及び甚目寺小学校区を中心に新設校の建設を視野に入れた検討をする必要があると考えます。

2. 七宝北中学校の小規模解消に向けた委員会

【地区委員会】

A 美和東小学校・七宝北中学校・美和中中学校地区委員会

平成25年5月～平成26年1月 全4回 住民説明会・アンケート実施

B 篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中中学校地区委員会

①平成26年6月～平成27年1月 全4回 アンケート実施

②平成27年6月～平成28年2月 全4回 アンケート実施

③平成28年6月～平成29年3月 全3回

C 七宝北中学校地区委員会

①平成29年10月～平成30年3月 全3回

②平成30年6月～平成31年2月 全3回

A 美和東小学校・七宝北中学校・美和中中学校地区委員会

ア. 委員会 開催スケジュール

平成25年度	住民説明会、アンケート実施
第1回	平成25年 5月
第2回	平成25年 8月
第3回	平成25年11月
第4回	平成26年 1月

イ. 美和東小学校・七宝北中学校・美和中中学校地区委員会の意見等 (H26. 1)

- ・平成25年度中に美和東小学校区を対象として、学区の見直しに係る方向性を決定することは「不可能」と考えます。
- ・学校の統廃合をするのではなく、学区の見直しを行うこととしますが、そのためには幾つかの問題点（課題）を解決する必要があると考えます。

- ◆学校規模の適正化に向けて、あま市は「学校の統廃合ではなく、学区の見直しにより行う」ことに対して住民に十分説明し、理解を得ることが必要である。
- ◆切り替え年度に一斉に学区の変更を行うのではなく、段階的に中学校1年生になるときから順次行うべきである。
- ◆一小学校から二中学校に進学することに対して検討する必要がある。それに伴い小学校区の見直しを考える必要がある。
- ◆美和中学校は三学期制、七宝北中学校は二学期制である。
- ◆部活動が七宝北中学校では限定される。
- ◆学校名（七宝北中学校）に違和感がある。
- ◆旧町の枠を超えて学区の見直しを進めるには、七宝地区において「七宝北中学校を七宝中学校に統合すればよい」、美和地区において「美和中学校は現状で教室不足の恐れがあるわけではないため生徒の一部を七宝北中学校に分離する必要はない」という潜在的な意識を変える必要がある。
- ◆25年度は美和東小学校区を学区見直しの対象地域としたが、例えば、通学距離を考慮した場合、篠田小学校区の県道南の地域を学区見直しの対象地区とすることはできないか。（美和東小学校区だけを対象にすることへの不満）
- ◆25年度は住民説明会の出席者にアンケートを行い約75%の反対を確認したが、対象地域全体へのアンケートを行うべきである。
- ◆25年度の地区委員会のメンバーの中には美和中学校の住民代表者が含まれておらず、総合的な検討がなされたか疑問が残る。

B 篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会

【平成26年度】

ア. 委員会 開催スケジュール

平成26年度	アンケート実施
第1回	平成26年 6月
第2回	平成26年 8月
第3回	平成26年11月
第4回	平成27年 1月

イ. 篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会意見書(H27.1)

- 1 平成27年度中に当該地区における学区の見直しに係る方向性を決定することは困難であり、引続き検討する必要があると考えます。
- 2 学区見直しの問題点及び解決（緩和）策について

学区の見直しの検討を引き続き行うこととしますが、そのためには26年度の地区委員会で指摘した問題点（課題）を解決する必要があると考えます。

 - ・学校選択制の導入について
 - ・検討委員会の委員（充て職で1年交代、又は1年交代ではなく方針が決まるまで同一委員）について
 - ・アンケートについて（地区委員会としての意見）
 - ・提言書の見直しについて（委員の意見）

【平成27年度】

ア.委員会 開催スケジュール

平成27年度	アンケート実施
第1回	平成27年 6月
第2回	平成27年 8月
第3回	平成27年12月
第4回	平成28年 2月

イ.美和東小・篠田小PTA本部役員一同 代案提案書 (H27.11)

- ・一部の学区見直し自体の取りやめ（白紙撤回）を要望することを基本とする
- ・あま市新庁舎完成後、安全な通学路の確保・周辺宅地変化状況を認識した上で、七宝北中学校の学区見直しが必要であると判断した場合、周知徹底を目標に、中学校入学予定6年前である小学校入学時に、児童及びその保護者に対して説明を行う。
- ・あま市全体からみて大規模校（甚目寺南小学校・甚目寺東小学校）・小規模校（宝小学校・秋竹小学校）・距離（甚目寺東小学校）の問題に対しては、あま市民から見て、明らかに問題を抱えている上記4小学校区からの見直しを最優先とし、且つ検討は市民との理解・協力の下で行う。
- ・現在、七宝北中学校に通う学区の生徒は中学校入学時には、美和中学校・七宝中学校・七宝北中学校の三選択が出来、その他あま市全体の児童に関しては、通学予定校である現在の中学校及び、七宝北中学校の二選択ができるものとする。
- ・七宝北中学校は新庁舎完成後から、あま市全体から入学希望者を募り、受け入れ、市全体から見てモデル校となるよう、入学後には選択特進クラス等を設けられるよう教室の増設をする。

ウ.美和東小学校PTA本部役員一同 代案提案書 (H28.2)

- ・10年後、七宝北中生徒が150人になると試算されていることから、七宝北中を廃校にし七宝中に編入する。
- ・七宝地区での小学校区見直し
児童数の多い伊福小学校区を縮小し、他3つの小学校の児童数をバランスよくした上で学区見直しをする。
- ・将来的に10年かけて七宝北中学校の見直し
七宝北中学校を小規模特認校にする。
稲沢市で合併により廃校となった高校を利用した事例に基づいて、10年後七宝北中を特別支援学校にする。
- ・新庁舎建設に合わせて七宝駅周辺を市街化調整区域から市街化区域へ変更し、10年かけて宅地化を進める。
- ・七宝北中をあま市全体の小学校から入学可能な選択制にする。
- ・七宝焼きアートヴィレッジと共に道の駅にし、あま市の観光のスポットの1つとする。
- ・現状のまま
七宝地区児童生徒の37.2%が「今のままでいい」
美和地区児童生徒の70.4%が「今のままでいい」

エ.七宝地区委員会委員 意見書 (H28.3)

七宝地区の小学校区の見直し。
学校選択制の導入（七宝北中学校に特に近い他地域の生徒）
現状のままでよい。

【平成28年度】

ア.委員会 開催スケジュール

平成28年度	
第1回	平成28年 6月
第2回	平成28年10月
第3回	平成29年 3月

イ.篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会の意見等 (H29.3)

- ・七宝地区・美和地区の小校区・中校区の見直しは行わない。
- ・七宝北中学校の適正規模化に向けた方策として「学校選択制」の導入を研究する。
- ・「あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書」は、概ね10年ごとに見直しを行うこと。

Ｃ 七宝北中学校地区委員会

ア.委員会 開催スケジュール

【平成29年度】

平成29年度	
第1回	平成29年10月
第2回	平成30年 1月
第3回	平成30年 3月

【平成30年度】

平成30年度	
第1回	平成30年 6月
第2回	平成30年12月
第3回	平成31年 2月

イ.七宝北中学校地区委員会の意見書 (H31.2.20)

- ・七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度を導入することとする。この場合においては、七宝北中学校の従来の通学区域（宝小校区・秋竹小校区）は残したままで、特定の地域に居住するものについて、中学校に進学する時点で「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」を採用するものとする。
- ・「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」の対象区域は、美和東小校区、篠田小校区及び七宝小校区とする。
- ・「七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度」の導入時期は、平成32（2020）年度とする。

※ あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度についての内規 (H31.4.1)

第1条 この内規は、あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書（平成23年12月提言）の趣旨にのっとり、七宝北中学校地区委員会の意見書（平成31年2月）をもとに教育委員会が平成31年3月に決定した七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（以下、「本制度」という。）により、あま市立小中学校通学区域に関する規則（平成22年教委規則第8号。以下「規則」という。）に規定する七宝北中学校の通学区域以外に住所を有する者で、七宝北中学校の校風や魅力等に賛同し、七宝北中学校に就学することを希望する者が同校に就学するために必要な手続きを定めるものとする。

3. 甚目寺東小学校の適正な通学距離に向けた委員会

【地区委員会】

A 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会

平成28年11月～平成30年3月 全7回 住民説明会・アンケート実施

B 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会 甚目寺東小学校

①令和元年 書面会議

②令和2年12月 全1回

C 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会 正則小学校

①令和元年 書面会議

②令和2年12月 全1回

A 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会

ア. 委員会 開催スケジュール

【平成28年度】

平成28年度	
第1回	平成28年11月
第2回	平成29年 1月
第3回	平成29年 3月

【平成29年度】

平成29年度	
第1回	平成29年 6月
第2回	平成29年12月
第3回	平成30年 2月
第4回	平成30年 3月

イ. 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会の意見書（H30.3.12）

- ・両校の適正規模化に向けた学区変更について、教育委員会の趣旨は理解できるが、なお、環境の変化による児童への影響、地域コミュニティのつながりの希薄化などに対する不安が根強く、地区の理解を得ることは困難であり、現段階での実現は難しいと考える。
- ・今後も両地区の情報交換の場を通じて理解を深め適正規模に向けた機運の醸成を行う。そのために学校公開日等の情報を提供し学校を知っていただく。時間をかけて理解を深めることによって、地域住民の意識の変革の到来時が適正規模化の最良かの時期と思われる。

B 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流） 甚目寺東小学校

ア. 委員会 開催スケジュール

【令和元年度】

令和元年度	
全1回	書面会議

【令和2年度】

令和2年度	
全1回	令和2年12月

イ. 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会(学校間交流) 甚目寺東小学校の報告書(R2. 12. 18)

- ・あま市内小中学校が学校間の交流を持つことは、基本的には良いことであると言えるが、その内容が学校、児童又は地域にとって負担となるのであれば、必ずしも良いものであるとは言えなくなる。実施することを前提とした議論はすべきではなく、学校交流を実施することを目的としてはならない。
- ・学校間交流の規模及び内容については、学校ごとの特色や交流を行う内容によって異なることから、全地区で全体としての方向性を示した後、実施を検討する各地区での話し合いによるものが適当であると考ええる。

C 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流） 正則小学校

ア. 委員会 開催スケジュール

【令和元年度】

令和元年度	
全1回	書面会議

【令和2年度】

令和2年度	
全1回	令和2年12月

イ. 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流） 正則小学校の報告書（R2. 12. 21）

- ・あま市内小中学校が学校間の交流を持つことは、基本的には良いことであると言えるが、その内容が学校、児童又は地域にとって負担となるのであれば、必ずしも良いものであるとは言えなくなる。実施することを前提とした議論はすべきではなく、学校交流を実施することを目的としてはならない。
- ・学校間交流の規模及び内容については、学校ごとの特色や交流を行う内容によって異なることから、全地区で全体としての方向性を示した後、実施を検討する各地区での話し合いによるものが適当であると考ええる。
- ・学校間交流だけではなく、地域づくりや生涯学習活動と連携しながら、時間をかけて旧三町の垣根を取り払うような交流活動について推進して行くことが良いのではないかと考えられる。

あま市小中学校適正規模等検討委員会 地区委員会の結果

- 甚目寺南小・甚目寺小学区、七宝地区・美和地区の小学校区・中学校区、甚目寺東小・正則小学区において、学区の見直しは行わない。
- 七宝北中学校の適正規模化に向けた通学制度を令和2年度入学生から実施

あま市小中学校適正規模等検討委員会 地区委員会の意見

- 基本の方針は、10年ごとを目安に見直しをする必要がある。
- 特定の地区での話し合いではなく、あま市全体を考えた検討が必要である。
旧町の枠を超えた中学校区の見直しをしたうえで、旧町の枠を超えた小学校区の見直し等
- 市制となり10年経過するも、依然として旧町の垣根はある。
- 地域住民の機運の醸成を図るためには、地域づくりや生涯学習活動との連携を含めた時間をかけた活動が必要である。



新しい基本的な方針に係る報告書(あま市小中学校あり方検討委員会)(意思決定なし 意見を聴くのみ)

令和3年～令和4年度予定 あま市小中学校あり方検討委員会で検討し、内容を教育委員会に報告

作業部会で課題別に検討(検討委員会とは委員を別に追加又は重複)

令和4年度予定 教育委員会は、報告書をもとに検討し、新しい基本方針を決定する

令和5年度以降予定 (仮称)小中学校あり方検討委員会の課題別の検討委員会(要綱の新設必要)

あま市小中学校あり方委員会(根拠要綱は、従前の検討委員会設置要綱を廃止し、新しい設置要綱を定める。)にて広く意見を聴取する。意見を聴いて教育委員会で基本方針を策定する。

○検討内容候補

- ・前提言書に基づいて実施してきた内容の総括(評価、反省、課題)
- ・小中一貫校の検討、学校の統廃合、プール、体育館、運動場、校舎等の施設・設備等の共有化、施設の複合化、学校間・地域との交流・連携・協働、あま市として一体となれる学校のあり方、旧町の垣根を超えた学校間のあり方、学校敷地に私有地借地がある問題、少子化、35人学級など。
- ・様々な課題を総覧的に挙げる。全ての課題を方針期間内に実施することを強制しない。
- ・報告は基本的な方針、ヴィジョン又は方向性であり、具体的な方策等ではない。
- ・新しい基本方針の策定は、総合管理計画、長寿命化計画等との整合性を考慮したものとする。
- ・新しい基本方針の期間は、公共施設等総合管理計画に準拠し、計画期間を明記する。

I期(H29-R8)	II期(R9-R18)	III期(R19-R28)	IV期(R29-R38)	V期(R39-R48)
------------	-------------	---------------	--------------	-------------

- ・令和48年までを見据えたうち、今後の10年ほどの基本方針

○委員候補(前委員会では、15人以内)

大学教授等の外部有識者、公共施設等総合管理計画等の他の計画を策定している市長部局の部長級、校長会(地区ごと代表、会長・副会長)、市P連(会長、副会長)、教育部長、福祉部長、幼稚園・保育園の代表者、地域学校協働本部コーディネーター、地元市民(特定地域に偏らないように注意)、事務局(学校教育課)、その他 など(原則、年度が替わっても委員が変わらないように留意)

○作業部会

個別の課題を検討するために、検討委員会に作業部会を設置することができる。